(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 17 日

大阪市長 殿

提出者

住所 大阪市東成区大今里1-25-11

氏名 医療法人朋愛会 朋愛病院

理事長 依田久実

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6973-1122

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	朋愛病院
事業場の所在地	大阪市東成区大今里1-25-11
計画期間	令和6年4月1日~令和7年3月31日
当該事業場において現に行	fっている事業に関する事項
①事業の種類	83 病院
②事業の規模	199床
③従 業 員 数	360人
④特別管理産業廃棄 物の一連の処理の工 程	①院内各所において医療廃棄物発生 ②専用回収BOXへ廃棄 ③回収容器密閉後管理者から保管庫開錠キー借り受け後に専用保管庫 へ(保管完了後管理者へ開錠キー返却) ④収集運搬業者が回収(この 際も管理者より開錠キー借受け、積載完了後キー返却) ⑤収集運搬業 者が処分場へ運搬し、処分業者が焼却処分

(日本工業規格 A列4番)

炸品		<u> </u>	する車項		
.14 73	特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図)				
	別紙参照				
	<b>加州多州</b>				
44 미		しの校別に用して本語	•		
符万	川管理産業廃棄物の排出	日の抑制に関する事項 -			
		【前年度(2023	<b>年度</b> )実績】		
		特別管理産業廃棄物の 種類	感染性廃棄物		
		排 出 量	<b>61.52</b> t	t	
		(これまでに実施し			
	①現状		症の発生がやや落着き又、		
			が減少したが基本的に安全		
		山重削減には殴介か	あるが分別廃棄を継続して	. 排山重削減を試みる。	
		【目標】			
		特別管理産業廃棄物の			
		種類	<sup>)</sup> 感染性廃棄物		
		排 出 量	<b>60</b> t	t	
		(今後実施する予定	 どの取組)		
	②計画		発棄物との分別を実施継続	する	
	<b>2</b> H M				
特別	川管理産業廃棄物の分別	川に関する事項			
		(分別している特別	川管理産業廃棄物の種類及	及び分別に関する取組)	
		感染性廃棄物と他の	廃棄物とは保管場所をべて	つにして分別保管	
	①現状				
		(今後分別する予定の	の特別管理産業廃棄物の種類	質及び分別に関する取組)	
		引き続き分別廃棄・保			
	②計画	= 7.2.7.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2			

自身	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				
		【前年度 ( 2021 <b>年度</b> ) 実績】			
		特別管理産業廃棄物の 種類 <b>感染性廃棄物</b>			
		自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物 の量 <b>0</b> t	t		
	①現状	(これまでに実施した取組)			
		実施していない			
		【目標】			
		特別管理産業廃棄物の成熟料廃棄機			
		<u></u>			
	O =1 ==	特別管理産業廃棄物の 量 <b>0</b> t	t		
	②計画	(今後実施する予定の取組)			
		予定なし			
自身	っ行う特別管理産業廃棄	乗物の中間処理に関する事項			
		【前年度( 2021 <b>年度</b> )実績】			
		特別管理産業廃棄物の 種類 <b>感染性廃棄物</b>			
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物 <b>0</b> t	t		
		の 量	U		
	①現 <b>状</b>	自ら中間処理により 減量した特別管理産業 <b>0</b> t	t		
		廃棄物の量 (これまでに実施した取組)			
		実施していない			
		[ □ 4m; ]			
		【目標】 特別管理産業廃棄物 <b>成為社 麻棄物</b>			
		の種類の種類			
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物 <b>0</b> t	t		
		の量自ら中間処理により			
	②計画	減量した特別管理産業 <b>0</b> t	t		
		<u>廃棄物の量</u> (今後実施する予定の取組)			
		予定なし			

自ら	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
		【前年度( 2021 4	年度) 実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	<b>0</b> t	t
	①現状	(これまでに実施した取 <b>実施していない</b>	<b>z組)</b>	
		大旭していない		
		V and the V		
		【目標】	<u> </u>	
			感染性廃棄物	
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	<b>0</b> t	t
	②計画	(今後実施する予定の取る	(組)	
		予定なし 		
特別	川管理産業廃棄物の焼	処理の委託に関する事項		
		【前年度( 2023 4	年度)実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		全処理委託量	<b>61.52</b> t	t
		優良認定処理業者 への処理委託量	<b>61.52</b> t	t
	①現状	再生利用業者への 処 理 委 託 量	<b>0</b> t	t
		認定熱回収業者 への処理委託量	<b>0</b> t	t
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	<b>0</b> t	t
		(これまでに実施した取	(組)	

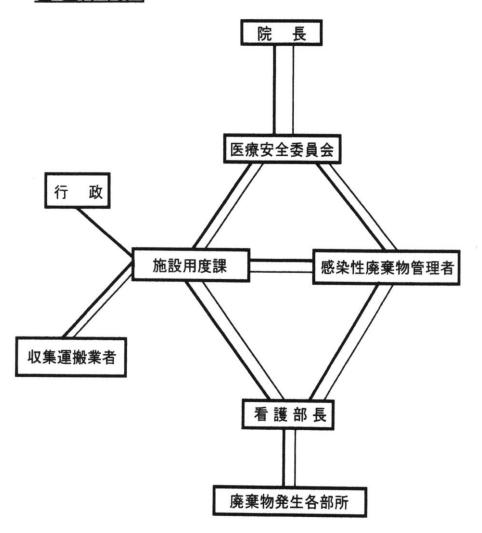
(第5面-1)

		【目標】	1)		
	②計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
		全処理委託量	60	t	t
		優良認定処理業者 への処理委託量	60	t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	0	t	t
		認定熱回収業者 への処理委託量	0	t	t
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0	t	t
		(今後実施する予定の取			
		引き続き許可証の確認	井期に一度の連絡・報・	古芸を四千期に開催	
		【前年度( 令和4年度)	実績】		
		特別管理産業廃棄物			
  電子情報処理組織の使用		# 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)			t
に関	<b> </b> する事項				
※事務処理欄					

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元 請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種 に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
  - 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄4物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
  - 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
  - 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
  - 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発7生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条第4項第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
  - 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
  - 9 ※欄は記入しないこと。

## 管理体制図



<del>-----</del> 報 告

------ 連 絡